

## 累積（自動けいぞく）投資約款

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社北海道銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、当行が取扱う追加型証券投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。  
当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。
2. (申込方法)
  - (1) 申込者は「投資信託募集・購入申込書兼確認書兼累積投資取引申込書」に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
  - (2) 契約が締結されたとき、当行はただちに当該ファンドの累積投資口座を設定いたします。
  - (3) 上記(1)ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。
3. (金銭の払込み)

申込者はファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき、1万円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものとしたします。
4. (買付時期・価額)
  - (1) 当行は申込者から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく当該ファンドの買付けを行います。
  - (2) 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
  - (3) 買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。
5. (管理)
  - (1) この契約により買付けられたファンドは、法令および株式会社証券保管振替機構が定めるところにより振替口座簿への記録を致します。
  - (2) 当行は振替口座簿に記録している当該ファンドについて、管理料を申し受けることがあります。
6. (果実の再投資)

上記5.の管理にかかるファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
7. (返還)
  - (1) 当行はこの契約にもとづくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、目論見書に記載されている換金金額の算出方法にもとづくものとしたします。
  - (2) 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。
8. (解約)
  - (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとしたします。  
申込者から解約の申し出があったとき。  
当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。  
この契約にかかるファンドが償還されたとき。  
やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
  - (2) この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中のファンドを上記7.に準じて当行において、申込者に返還いたします。
9. (申込事項等の変更)
  - (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
  - (2) 前項の届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。
10. (その他)
  - (1) 当行はこの契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
  - (2) 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。  
届出印の押なつされた所定の受領書と引換えに、この契約にもとづく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合。  
印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。  
天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
  - (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは、改訂されることがあります。

以上